

構造改革特区の第12次提案等に対する政府の対応方針

平成20年3月7日
構造改革特別区域推進本部

構造改革特別区域法第3条第3項に基づき、平成19年10月15日から11月14日までの間、構造改革特区に係る第12次提案の募集を実施した。構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、「定期的に地方公共団体や民間事業者等から幅広く新たな規制の特例措置の整備等についての提案を募集し、それらの提案について「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討を行うものとする。」とされていることを踏まえ、政府においてそれぞれの提案における規制改革要望について検討を行った。

また、これまでの構造改革特区の提案に対する政府の対応方針において「規制所管省庁が今後検討を進める」とされた規制改革事項等についても、政府においてとりまとめを行った。

これらを踏まえ、以下のような対応方針をとることとする。

1. 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置

新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置は、別表1のとおりである。

〔今後の対応方針〕

別表1に掲げられた規制の特例措置については、「規制の特例措置の内容」、「同意の要件」及び「特例措置に伴い必要となる手続き」を具体的に検討した上で、構造改革特別区域法改正法の成立後速やかに閣議決定により基本方針の別表1に追加する。

2. 全国において実施する規制改革事項

構造改革特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表2のとおりである。

〔今後の対応方針〕

別表2に掲げられた規制改革事項については、規制改革の趣旨を損なわないよう、進捗状況について規制改革会議が適切に監視していくものとする。

3. 規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等

規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等は、別表3のとおりである。この別表3には、これまでの構造改革特別区域推進本部決定により、規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等として措置区分されていたもののうち、実施時期が到来してもなお検討を継続することとなったものについても、実施時期を改めて設定した上で併せて記載している。

なお、別表3に掲げられた規制改革事項等について規制所管省庁が検討した結果、新たに構造改革特区において規制の特例措置を講じることとなる規制改革事項、又は構造改革特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することとなる規制改革事項等については、改めて対応方針として定めるものとする。

〔今後の対応方針〕

別表3に掲げられた規制改革事項等については、規制所管省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣官房に所要の報告を行うものとし、提案の趣旨を損なわないよう、内閣官房が適切に監視していくものとする。

4. その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた事項のうち、今回対象とはならなかったものについては、すべてが構造改革特区で講じられる規制の特例措置等としてなじまないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共団体や民間事業者等の更なる提案も受けながら、必要に応じて「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で、検討を深めていくものとする。

別表1 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
708	農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法(昭和28年2月28日法律第6号)第7条第2項	農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した果実を原料とした果実酒を製造するため、果実酒の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準(現行6kℓ)を適用しない。	財務省
709	地域の特産物を原料とした酒類に係る酒類の製造免許要件の特例	酒税法(昭和28年2月28日法律第6号)第7条第2項	地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準(現行6kℓ)を果実酒については2kℓに、リキュールについては1kℓに引き下げる。	財務省

別表2 全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
105	自動車の保管場所証明等事務においてレンタカー型カーシェアリング事業に係る無人のカーステーションが自動車の使用の本拠の位置と認め得る基準の明確化	自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年6月1日法律第145号)第3条 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令(昭和37年8月20日政令第329号)第1条第1項 自動車の保管場所証明等事務に係る「自動車の使用の本拠の位置」の解釈基準について(平成15年10月15日付け警察庁丁規発第74号)	自動車の保管場所証明等事務においては、左記通達により、従来からレンタカー型カーシェアリング事業に係る無人のカーステーションが自動車の使用の本拠の位置として認め得ると解しているところ、この点に関して本年1月に各都道府県警察に対して更に周知徹底するため、文書により通知した。	平成20年1月通知(措置済)	警察庁
442 990	障害者支援施設等との役務提供にかかる随意契約の可能化	地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2	普通地方公共団体の契約について、新たに障害者支援施設等からの役務提供を随意契約事由とするよう、「地方自治法施行令の一部を改正する政令」を平成20年3月に施行した。 【平成19年2月28日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成20年3月1日施行(措置済)	総務省 厚生労働省
443	特定実験局の電波使用可能期間の拡大	電波法施行規則第7条、平成19年総務省告示第358号(特定実験局が使用可能な周波数等)	特定実験局について、3~5年程度かかる技術開発等の実験も可能となるよう、電波を使用できる期間を最大2年間から最大5年間に延長する。	平成20年度第1四半期	総務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
523	不動産登記等証明書の交付事務の拡大	<p>不動産登記法(平成16年6月18日法律第123号)第6条第1項、第11条、第119条第1項</p> <p>不動産登記規則(平成17年2月18日法務省令第18号)第197条第1項</p> <p>商業登記法(昭和38年7月9日法律第125号)第1条の3、第4条、第7条</p> <p>商業登記規則(昭和39年3月11日法務省令第23号)第29条、第30条第3項</p>	<p>証明書発行請求機の設置基準については、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の調査審議に関する意見を踏まえ、平成19年度中に公表を行う。</p> <p>【平成18年2月15日及び平成19年10月9日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	平成19年度中	法務省
524	法人の印鑑証明書の交付事務の拡大	<p>商業登記法(昭和38年7月9日法律第125号)第1条の3、第4条、第7条</p>	<p>証明書発行請求機の設置基準については、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の調査審議に関する意見を踏まえ、平成19年度中に公表を行う。</p> <p>【平成18年2月15日及び平成19年10月9日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	平成19年度中	法務省
717	税関の24時間通常開庁化	<p>関税法(昭和29年4月2日法律第61号)第98条、第100条、第101条</p> <p>関税法施行令(昭和29年6月19日政令第150号)第87条</p> <p>税関関係手数料令(昭和29年6月25日政令第164号)第6条</p>	<p>臨時開庁制度については、空港・港湾の深夜早朝利用を促進し、迅速な国際物流を実現する観点から、臨時開庁手数料の廃止及び常駐時間帯における申請手続の廃止等を行う。</p> <p>【平成19年10月9日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	平成20年1月25日 法案提出	財務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
718	空港間・近接する保税地域間における保税運送承認制度の簡素化	関税法(昭和29年4月2日法律第61号)第63条	<p>保税運送承認制度については、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された船会社、航空会社、フォワーダー等の貨物の国際運送に従事する者をAEO制度(注)の対象事業者とし、AEOと認定された保税蔵置場等の被許可者(AEO倉庫業者)やAEO通関業者とともに、これらの事業者(AEO運送者)が行う空港間・近接する保税地域間を含む保税運送について、個別の承認を不要とするなど税関手続の簡素化を行う。</p> <p>(注)AEO制度:AEOとはAuthorized Economic Operatorsの略称。民間企業と税関のパートナーシップを通じて、国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図る制度</p> <p>【平成19年10月9日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	平成20年1月25日法案提出	財務省
991	へき地・離島などの地域医療支援のための移動型診療車両における診療手続きの簡素化	<p>医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第8条、第9条 医療法施行令(昭和23年10月27日政令第326号)第4条の2 医療法施行規則(昭和23年11月5日厚生省令第50号)第4条 「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」昭和37年6月20日付医発554厚生省医務局長通知</p>	「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」において規定する診療所開設手続の簡素化を、医療法人等が行う巡回診療についても各都道府県が認めて差し支えない旨を通知する。	平成20年度中	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
992	治験および先進医療専門病院の病床規制の除外対象の拡大	医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第30条の4第2項第12号、第30条の11、第30条の4第7項 医療法施行令(昭和23年10月27日政令第326号)第5条の4、 医療法施行規則(昭和23年11月5日厚生省令第50号)第30条の32の2	第Ⅱ相及び第Ⅲ相の臨床試験についても、第Ⅰ相臨床試験に係る病床と同様に、基準病床数制度における特例病床とする。	平成20年度中	厚生労働省
1023 1312	特定肥飼料等への炭の追加	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年6月7日法律第116号)第2条第5項、第10条第1項～3項、第20条第1項等 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令(平成13年4月25日政令第176号)第2条	食品循環資源を原材料とする特定肥飼料等に炭を追加するため、第二条(再生利用に係る製品)への「炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤」の追加を含む「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」を平成19年12月に施行した。 【平成18年2月15日及び平成19年10月9日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成19年12月1日施行(措置済)	農林水産省 環境省
1143	NPO法人に対する資金調達制度拡充	中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律第264号)第2条	特定非営利活動促進法(平成10年3月25日法律第7号)に基づき設立される特定非営利活動法人(NPO法人)に対し、中小企業信用保険法の特例を設け、一定の要件(農工商等連携支援事業に限る)を満たす場合には、信用保証協会の保証を適用可能とするよう所要の措置を講ずることとする。 【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成20年度中	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
2002	住民基本台帳事務のアウトソーシングの推進	—	<p>平成19年12月24日に閣議決定した公共サービス改革基本方針において、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項について、関係省と官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知することとしている。この方針に基づき、自治体の要望のうち、現行法令上、民間事業者が取り扱い可能な業務について、平成20年1月17日より、内閣府ホームページで公開している。</p> <p>【平成19年10月9日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	平成20年1月17日措置済	内閣府
2003	戸籍事務及び外国人登録事務のアウトソーシングの推進	—	<p>平成19年12月24日に閣議決定した公共サービス改革基本方針において、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項について、関係省と官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知することとしている。この方針に基づき、自治体の要望のうち、現行法令上、民間事業者が取り扱い可能な業務について、平成20年1月17日より、内閣府ホームページで公開している。</p> <p>【平成19年10月9日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	平成20年1月17日措置済	内閣府

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
2004	印鑑登録事務のアウトソーシングの推進	—	<p>平成19年12月24日に閣議決定した公共サービス改革基本方針において、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項について、関係省と官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知することとしている。この方針に基づき、自治体の要望のうち、現行法令上、民間事業者が取り扱い可能な業務について、平成20年1月17日より、内閣府ホームページで公開している。</p> <p>【平成19年10月9日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	平成20年1月17日措置済	内閣府
2005	税証明事務等のアウトソーシングの推進	—	<p>平成19年12月24日に閣議決定した公共サービス改革基本方針において、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項について、関係省と官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知することとしている。この方針に基づき、自治体の要望のうち、現行法令上、民間事業者が取り扱い可能な業務について、平成20年1月17日より、内閣府ホームページで公開している。</p> <p>【平成19年10月9日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	平成20年1月17日措置済	内閣府

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
2006	国民健康保険の資格取得・喪失関係業務及び被保険者証等の交付業務のアウトソーシングの推進	—	<p>平成19年12月24日に閣議決定した公共サービス改革基本方針において、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項について、関係省と官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知することとしている。この方針に基づき、自治体の要望のうち、現行法令上、民間事業者が取り扱い可能な業務について、平成20年1月17日より、内閣府ホームページで公開している。</p> <p>【平成19年10月9日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	平成20年1月17日措置済	内閣府
2007	老人保健法の医療受給者証交付関係業務及び転出時の負担区分等証明書交付関係業務のアウトソーシングの推進	—	<p>平成19年12月24日に閣議決定した公共サービス改革基本方針において、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項について、関係省と官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知することとしている。この方針に基づき、自治体の要望のうち、現行法令上、民間事業者が取り扱い可能な業務について、平成20年1月17日より、内閣府ホームページで公開している。</p> <p>【平成19年10月9日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	平成20年1月17日措置済	内閣府

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
2008	介護保険受給資格証明書の交付業務のアウトソーシングの推進	—	<p>平成19年12月24日に閣議決定した公共サービス改革基本方針において、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項について、関係省と官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知することとしている。この方針に基づき、自治体の要望のうち、現行法令上、民間事業者が取り扱い可能な業務について、平成20年1月17日より、内閣府ホームページで公開している。</p> <p>【平成19年10月9日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	平成20年1月17日措置済	内閣府

別表3 規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
908	都道府県職業能力開発校の弾力的運営について	職業能力開発促進法(昭和44年法律7月18日第64号)第4条、第15条の6、第16条	<p>都道府県職業能力開発校の運営に関して、公共職業訓練が雇用対策におけるセーフティネットとして重要な役割を果たしていることを踏まえつつ、その管理運営の外部委託について、適正な運営を確保することが可能かどうかにつき、平成19年10月に設置した検討会において検討を行い、平成19年度中に結論を得る。</p> <p>【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成19年度のできるだけ早期に結論」とされていたもの】</p>	平成19年度中に結論	厚生労働省
913	ボイラー安全弁の止め弁の設置	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第37条第2項ボイラー構造規格第62条及び第65条	ボイラーと安全弁との間に条件付で止め弁を設置することについて、海外における取扱い状況等の調査を行う。その結果を踏まえ、専門家による検討等を行い、措置実施の可否を含めて、平成20年度中に結論を得る。	平成20年度中に結論	厚生労働省
1109	修了者に対する情報セキュリティアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業のための制度創設	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年経済産業省令第39号)第24条、第25条	<p>新試験制度における高度試験区分については、情報処理技術者試験制度内における免除制度を拡充したところ(平成19年12月28日付経済産業省令第79号)。当該免除制度については、現行特区制度の評価を踏まえつつ、民間講座が情報処理技術者試験において求められる知識及び技能の習得について適切かつ効果的な人材育成が図られていることを確認できる方策を模索した上で、新試験制度の実施状況も踏まえつつ引き続き実現に向けて検討する。</p> <p>【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成19年10月9日付構造改革特区推進本部決定において実施時期を「平成19年中に結論」と改めて設定したもの】</p>	できるだけ早期に検討	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
1110	修了者に対するテクニカルエンジニア(ネットワーク)試験の午前試験を免除する講座開設事業のための制度創設	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年経済産業省令第39号)第24条、第25条	<p>新試験制度における高度試験区分については、情報処理技術者試験制度内における免除制度を拡充したところ(平成19年12月28日付経済産業省令第79号)。当該免除制度については、現行特区制度の評価を踏まえつつ、民間講座が情報処理技術者試験において求められる知識及び技能の習得について適切かつ効果的な人材育成が図られていることを確認できる方策を模索した上で、新試験制度の実施状況も踏まえつつ引き続き実現に向けて検討する。</p> <p>【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成19年10月9日付構造改革特区推進本部決定において実施時期を「平成19年中に結論」と改めて設定したもの】</p>	できるだけ早期に検討	経済産業省
1111	修了者に対するテクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験の午前試験を免除する講座開設事業のための制度創設	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年経済産業省令第39号)第24条、第25条	<p>新試験制度における高度試験区分については、情報処理技術者試験制度内における免除制度を拡充したところ(平成19年12月28日付経済産業省令第79号)。当該免除制度については、現行特区制度の評価を踏まえつつ、民間講座が情報処理技術者試験において求められる知識及び技能の習得について適切かつ効果的な人材育成が図られていることを確認できる方策を模索した上で、新試験制度の実施状況も踏まえつつ引き続き実現に向けて検討する。</p> <p>【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成19年10月9日付構造改革特区推進本部決定において実施時期を「平成19年中に結論」と改めて設定したもの】</p>	できるだけ早期に検討	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
1112	修了者に対するテクニカルエンジニア(システム管理)試験の午前試験を免除する講座開設事業のための制度創設	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年経済産業省令第39号)第24条、第25条	<p>新試験制度における高度試験区分については、情報処理技術者試験制度内における免除制度を拡充したところ(平成19年12月28日付経済産業省令第79号)。当該免除制度については、現行特区制度の評価を踏まえつつ、民間講座が情報処理技術者試験において求められる知識及び技能の習得について適切かつ効果的な人材育成が図られていることを確認できる方策を模索した上で、新試験制度の実施状況も踏まえつつ引き続き実現に向けて検討する。</p> <p>【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成19年10月9日付構造改革特区推進本部決定において実施時期を「平成19年中に結論」と改めて設定したもの】</p>	できるだけ早期に検討	経済産業省
1115	高圧ガス設備における「軽微な変更の工事」の対象拡大	高圧ガス保安法第14条 コンビナート等保安規則第14条	高圧ガス保安法に基づく「軽微な変更の工事」の対象を拡大することについては、安全確保の観点から技術的な調査・検討が必要である。よって、平成20年度中に高圧ガス保安に係る有識者によって構成される検討会等で当該調査・検討を行い、同年度内に結論を得る。	平成20年度中に結論	経済産業省
1207	緊急自動車のサイレン音量下限の規制改革	道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第49条(緊急自動車) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第231条(緊急自動車)	緊急自動車のサイレンの基準を定める国土交通省は関係省庁の協力を得て、平成20年から使用実態の調査等を開始し、平成20年度中に結論を得る。	平成20年度中に結論	国土交通省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
1208	地縁による団体による自家用有償運送の可能化	道路運送法(昭和26年6月1日法律第183号)第78条第2号 道路運送法施行規則(昭和26年8月18日運輸省令第75号)第48条 地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第260条の2	自家用有償旅客運送者について、営利を目的としないこと及び輸送の安全、利用者利便を確保するための体制が整備されていること等を要件としているため、地縁による団体がこれら諸要件を満たし、自家用有償旅客運送を行うことが適当であるか否かについて検討を行い、平成20年度中に結論を得る。	平成20年度中に結論	国土交通省
1209	自家用有償運送の講習について、警察が実施する講習による代替可能化	道路運送法施行規則(昭和26年8月18日運輸省令第75号)第51条の16	過疎地有償運送の運転者を対象とする講習は、交通安全に関すること、道路運送法その他の関係法令に係る基礎的な知識、利用者の乗車時における運転方法や利用者の視点に関すること等を内容とするものであるため、都道府県警察が実施する講習で代替することの可否について、その具体的な講習内容について調査し検討を行い、平成20年度中に結論を得る。	平成20年度中に結論	国土交通省
1210	ヘリコプター場外離着陸許可期間の延長	航空法(昭和27年7月15日法律第231号)第79条 場外離着陸許可の事務処理基準(昭和42年3月13日空総第130号)	現状の審査基準、手続等を見直し、災害対応のみに使用される場外離着陸場について、安全が確保されることを条件に、包括的な許可に係る要件を平成20年度中に検討し、通達等の必要な措置を行う。	平成20年度中に措置	国土交通省